

2020年3月4日

教え子を再び戦場に送るな

号外



UNITE!

全滋賀教職員組合

発行人 澤 豊治  
大津市朝日が丘1丁目11-3  
教育文化会館  
tel (077)522-4965  
fax (077)522-4978

# 休業により非常勤講師の時間数が 制限されることはありません ～業務を行うことで報酬は、通常通り払われます～

2020年3月2日

滋賀県教育委員会 教育長 福永 忠克 様

## 新型コロナウイルス対策における教職員の服務に関する要望書

安倍総理は、2月29日、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、小中学校、高校などに臨時休校を要請したことに関連し、(中略)保護者らが休職する際の「休業補償」として新たな助成金を創設する考えを明らかにしました。(中略)

休校に伴って派生する職員の服務については、安倍総理の会見や文科省のQ&Aに基づいての対応を基本とする必要があります。教職員に不利益が生じないように、以下の点について要望します。

記

### 1. 臨時・非常勤職員の勤務について

日額制の臨時・非常勤職員の賃金に不利益がないよう取り扱うこと。とりわけ、児童・生徒がいないことを理由に勤務時間数を制限したり、年次有給休暇の取得を制限したりしないこと。

また、授業や子どもの指導が行われることが前提で任用されている教職員については、任用期間満了まで任用を継続すること。

(要望の2、3は2ページ参照)

## 教職員の服務についての要望書を提出

3月2日、全滋賀教組・高教組・滋障教は連名で、「新型コロナウイルス対策における教職員の服務に関する要望書」を県教育委員会に提出しました。

要望書の中では、時間講師について、文科省Q&Aに基づいた対応を基本とし、不利益が出ないようにせよと要求しました。

### 文科省のQ&A

文科省はQ&Aで、次のような対応を求めています。「非常勤講師については、

授業がない場合であっても、授業準備、年度末の成績処理や児童生徒の家庭学習の支援などの業務を行うことにより、引き続き休校中においても任用することが考えられるところであり、各教育委員会において、当該非常勤講師の任用形態や学校の運営状況等を踏まえながら、適切な対応をお願いしたいと考えています。」

県教委は、業務を行うことで予算内の報酬を支給することを校長に連絡

県教委は、2017年3月31日、「非常勤講師報酬対象業務の拡充について」で、非常勤講師の報酬については、従前の「原則授業時間をその支払対象」から「授業の打合せ、教材研究、定期考査問題作成・採点、成績処理、実習準備・片付け、補講授業等」に拡大しました。今回は、この運用を更に拡大解釈することで、年度当初の予算の範囲内で、業務に対する報酬を支給するとしています。

このため、「児童・生徒がいないことを理由に勤務時間数を制限する」ようなことは行われません。

非常勤講師が、新型コロナウイルス対策に伴う休校で子の世話を行う必要がある場合の対応

右に示した「子の世話」などの場合、県教委は有給の特休で対応できることを3月2日に通知しました。(2ページ参照)

非常勤講師の場合、1週間の勤務日が3日以上などの条件に適合する場合、学校内に業務があることを前提とした上で、正規職員や臨時講師等と同様に有給の特休を取得することができ